

児童手当
児童育成手当
児童扶養手当

支払金口座振替変更届

児							
育							
扶							
*							

(あて先) 練馬区長
練馬区長が審査のために情報提供ネットワークシステムを使用して公金受取口座の
情報を確認することに同意します。

届け出日	令和	年	月	日
電話番号	()			
生年月日	昭和 平成	年	月	日

※ 太枠内にもれなくご記入ください。

受給者	フリガナ	
	氏名	
	住所	練馬区

練馬区から私に支給される下記の手当については、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

振込先変更を希望する手当 および 公金受取口座を利用する場合 をしてください。

振込先変更手当	<input type="checkbox"/> 児童手当 ※1	<input type="checkbox"/> 児童育成手当 ※2	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当 ※1
公金受取口座の利用	<input type="checkbox"/> 利用します ※3		<input type="checkbox"/> 利用します ※3

※1 公金受取口座を利用しない場合は、必ず下記に口座情報をご記入ください。

※2 児童育成手当は公金受取口座を利用できません。振込先を変更する場合は、必ず下記に口座情報をご記入ください。

※3 公金受取口座の利用にがあり、かつ口座情報にも記載がある場合には、下記記載の口座に振り込みを行います。

振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農 協							支店
金融機関コード					店番号			
振込口座	預金種別	普通						
	口座番号							
	フリガナ							
	口座名義							

- ◎ 口座は受給者の名義に限ります。口座名義人の変更はできません。
- ◎ ゆうちょ銀行の場合は、振込専用の7桁の口座番号をご記入ください。
- ◎ 公金受取口座とは公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項および第5条第2項の規定による登録に係る口座を言います。
- ◎ 公金受取口座の変更・登録抹消を行う場合、支給日までの期間が短いと変更前の口座へ入金されることがあります。また、公金受取口座の登録抹消を行う場合、別途各手当の振込先金融機関を指定する必要があります。

児童手当 児童育成手当	受付	審査①	入力	審査②
児童扶養手当				

氏名変更に伴う口座変更

児童手当
児童育成手当
児童扶養手当

支払金口座振替変更届

児							
育							
扶							
*							

(あて先) 練馬区長
練馬区長が審査のために情報提供ネットワークシステムを使用して公金受取口座の
情報を確認することに同意します。

届け出日 令和 5 年 1 月 1 日

受給者	フリガナ	ネリマ タロウ	電話番号	03 (3993) 1111
	氏名	練馬 太郎	生年月日	昭和 平成 8 年 1 月 2 日
	住所	練馬区 豊玉北6-12-1		

※ 太枠内にもれなくご記入ください。

練馬区から私に支給される下記の手当については、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

振込先変更を希望する手当 および 公金受取口座を利用する場合 をしてください。

振込先変更手当	<input checked="" type="checkbox"/> 児童手当 ※1	<input type="checkbox"/> 児童育成手当 ※2	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当 ※1
公金受取口座の利用	<input type="checkbox"/> 利用します		<input type="checkbox"/> 利用します

※1 公金受取口座を利用しない場合は、必ず下記に口座情報をご記入ください。

※2 児童育成手当は公金受取口座を利用できません。振込先を変更する場合は、必ず下記に口座情報をご記入ください。

※3 公金受取口座の利用にがあり、かつ口座情報にも記載がある場合には、下記記載の口座に振り込みを行います。

振込先金融機関	銀行 みずほ 信用金庫 練馬富士見台 支店 信用組合 農 協							
金融機関コード	0	0	0	1	店番号	2	3	7
振込口座	預金種別	普通						
	口座番号	1	1	1	1	1	1	1
	フリガナ	ネリマ タロウ						
	口座名義	練馬 太郎						

- ◎ 口座は受給者の名義に限ります。口座名義人の変更はできません。
- ◎ ゆうちょ銀行の場合は、振込専用の7桁の口座番号をご記入ください。
- ◎ 公金受取口座とは公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項および第5条第2項の規定による登録に係る口座を言います。
- ◎ 公金受取口座の変更・登録抹消を行う場合、支給日までの期間が短いと変更前の口座へ入金されることがあります。また、公金受取口座の登録抹消を行う場合、別途各手当の振込先金融機関を指定する必要があります。

児童手当 児童育成手当	受付	審査①	入力	審査②
児童扶養手当				

氏名変更に伴う口座変更